

## 令和5年度 指名停止措置業者一覧表

No.	業者名	所在地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備考
8	電新デジック株式会社	鹿児島市西別府町 2794番地36	当該業者は、本市発注の「東桜島合同庁舎大規模改修電気設備工事」において、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者(下請業者の作業員)に負傷者を生じさせた。  鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第1第7項: 工事関係者事故)	令和6年2月8日から 令和6年3月7日まで  (1月間)	
7	株式会社明興テクノス	鹿児島市小松原一丁目 10番8号	当該業者は、本市発注の「東桜島合同庁舎大規模改修電気設備工事」において、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者(下請業者の作業員)に負傷者を生じさせた。  鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第1第7項: 工事関係者事故)	令和6年2月8日から 令和6年3月7日まで  (1月間)	
6	株式会社久米設計	東京都江東区潮見二丁目 1番22号	当該業者の九州支社長等が、令和5年4月21日に行われた串間市発注に係る同市消防庁舎新築工事設計業務委託に関する指名競争入札において、入札の公正を害したとして、公契約関係競売等妨害罪等の容疑で逮捕され、その後、同年12月7日に同罪等で起訴された  鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第6項: 競売入札妨害又は談合)	令和5年12月20日から 令和6年 4月19日まで  (4月間)	
5	株式会社大迫組	鹿児島市郡山町210 9番地	当該業者は、本市発注工事「準用河川湯屋川改修工事」の現場内において、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者(元請業者の作業員)に負傷者を生じさせた。  鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第1第7項: 工事関係者事故)	令和5年11月21日から 令和5年12月20日まで  (1月間)	
4	株式会社アイエステー	熊本県熊本市中央区 平成三丁目16番13号	当該業者は、本市発注の業務委託において、「技術者の配置が困難」を理由に当該契約を辞退した。  鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第3第5項: 契約不履行等)	令和5年10月10日から 令和6年 1月 9日まで  (3月間)	

## 令和5年度 指名停止措置業者一覧表

No.	業者名	所在地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備考
3	西武建設株式会社	埼玉県所沢市 くすのき台一丁目11 番地の1	<p>当該業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、同条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第11項:建設業法違反)</p>	令和5年 9月14日から 令和5年12月13日まで  (3月間)	
2	株式会社フジタ	東京都渋谷区 千駄ヶ谷四丁目25番 2号	<p>当該業者の使用人は、「石垣島(3)宿舎新設建築工事(その1)」の施工にあたり、現場内の安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に負傷者を生じさせた。このことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和5年3月31日、石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)</p>	令和5年 6月28日から 令和5年 7月27日まで  (1月間)	
1	青木あすなろ建設株式会社	東京都千代田区 神田美土代町1番地	<p>当該業者は、岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結したため、国土交通省関東地方整備局から令和5年3月17日付けで、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第11項:建設業法違反)</p>	令和5年 6月28日から 令和5年 9月27日まで  (3月間)	